別表(第4条関係)

	根拠法令等	区域の名称等
1	土砂災害警戒区域等におけ	土砂災害警戒区域及び土砂
	る土砂災害防止対策の推進	災害特別警戒区域
	に関する法律(平成12年法	
	律第57号)第7条第1項及	
	び第9条第1項	
2	地すべり等防止法(昭和33年	地すべり防止区域
	法律第30号)第3条第1項	
3	砂防法(明治30年法律第29	砂防指定地
	号) 第2条	
4	急傾斜地の崩壊による災害	急傾斜地崩壊危険区域
	の防止に関する法律(昭和44	
	年法律第57号)第3条第1	
	項	
5	水防法(昭和24年法律第	洪水浸水想定区域のうち家
	193号)第14条第1項及	屋倒壞等氾濫想定区域(氾濫
	び第2項	流)及び家屋倒壊等氾濫想定
		区域(河川浸食)
6	河川法 (昭和39年法律第	河川区域及び河川保全区域
	167号)第6条第1項及び	
	第54条第1項	
7	森林法(昭和26年法律第	保安林の区域
	249号)第25条第1項	
8	農地法(昭和27年法律第	農用地区域内の農地、甲種農
	229号)第4条第6項1号	地及び第1種農地(営農型発
	イ及び口	電設備の下部の農地等を除

		<.)
9	鳥獣の保護及び管理並びに	鳥獣保護区_
	狩猟の適正化に関する法律	
	(平成14年法律第88号)	
	第28条第1項	
1 0	廃棄物の処理及び清掃に関	指定区域として指定する廃
	する法律(昭和45年法律第	棄物が地下にある土地
	137号) 第15条の17	
1 1	文化財保護法(昭和25年法	重要文化財(建造物その他の
	律第214号)第27条第1	土地の定着物と一体のもの
	項、第57条第1項、第93	として重要文化財に指定さ
	条第1項及び第109条第	れた土地を含む。)、登録有
	1項	形文化財(建造物その他の土
		地の定着物と一体のものと
		して登録文化財に登録され
		た土地を含む。)、 <u>周知の埋</u>
		蔵文化財包蔵地及び史跡名
		勝天然記念物の指定地
1 2	埼玉県文化財保護条例(昭和	県指定有形文化財(建造物と
	30年埼玉県条例第46号)	一体をなしてその価値を形
	第5条第1項、第31条第1	成している土地を含む。)、
	項及び第37条第1項	県指定史跡名勝天然記念物
		の指定地及び県指定旧跡の
		指定地
1 3	熊谷市文化財保護条例(平成	市指定有形文化財(建造物と
	17年条例第120号)第6	一体をなしてその価値を形
	条第1項	成している土地を含む。)及

		び市指定記念物の指定地
1 4	埼玉県自然環境保全条例(昭	県自然環境保全地域の普通
	和 4 9 年埼玉県条例第 4 号)	地区
	第14条第1項及び第19	
	条第1項	
1 5	埼玉県立自然公園条例(昭和	自然公園の区域
	33年埼玉県条例第15号)	
	第4条第1項	